

## 特集

# NPOの自立を考える！

## —NPOの今を考えるシリーズ 第1回—

「新しい公共」の担い手となるNPO

なぜ「自立」なのか

そのために長野県では、どのような取組みを行うのか



シリーズ—最終回—「NPOに関する実態調査の結果がまとまりました」

NPO法人設立講座個別相談開催中

「ボランティア交流センターながの」施設案内

新NPO法人紹介

保存版

# NPO法改正 重要ポイント！

# NPOの今を考えるシリーズ 第1回 NPOの自立を考える！

長野県では、平成23年度、24年度の2年間、「新しい公共支援・推進事業」を実施しています。内閣府の交付金を基に、長野県独自の検討を加えながら事業に取り組んでいますが、その目的は、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図ることです。

なぜ「自立」なのか、そのために長野県では、本年度どのような取り組みを行うのか。今回は、そこにスポットを当てます。

## 1. 実態調査結果にみるNPOの課題

昨年度、長野県は、「NPOに関する実態調査」を実施しました。この調査は、県民2,000人、企業200事業所、NPO法人・ボランティア団体約890を対象にした初めての本格的な調査で、その結果については、この「NPO通信」でも本号まで3回にわたりご紹介してきました。

このうちNPOを対象にした調査の結果は、本号に掲載していますが、NPOが活動する中で課題と感じていることとしては、「活動資金の不足」が最も多く、回答をお寄せくださったNPOの63.5%（およそ3分の2）が、この点を挙げています。次いで「特定の者（理事やスタッフ）に負担がかかりすぎる」51.9%、「後継者の確保」40.3%となっています。つまり、NPOにとっての課題は、財務面と人材面、二つの基盤の弱さということになります。

また、長野県では毎年度、NPO法人の決算状況をとりまとめています。平成22年度の状況を見ると、長野県内のNPO法人の平均経常収入額はおよそ2,000万円ですが、経常収入の階層別割合としては、100万円未満が27.9%、100万円以上500万円未満が20.1%となっており、合わせて48%、つまり半数近くの法人の経常収入が500万円に満たないというのが現状です。この経常収入では、有給の常勤スタッフを雇用できず、人的体制が不十分な法人も多いということです。これらの調査結果は、NPOの組織としての脆弱性を改めて示すものになっています。

## 2. 「新しい公共」とNPO

「新しい公共」は、住民の参加と選択のもと、NPOや企業等が公共的な財やサービスの提供に参画する仕組み、体制や活動をいいます。「新しい公共」においては、行政が法令等に基づく制度上のサービスを提供するのに加え、住民、NPO、企業等がそれぞれの得意分野や資源を生かし、力を発揮し合いながら、多様できめ細かな地域のニーズに対応していきます。

日本の社会の変遷を見ると、どの主体（行政、住民、NPO、企業等）が、どれくらいずつ公共を担うのか、その比重が時代によって異なっており、近年は行政が公共の多くを担ってきました。一方、我が国では、公共圏や公共的なニーズが多様化・複雑化するとともに、近年、公益的な活動を行う民間非営利組織であるNPOなどの活動が活発になり、そ

の役割が高まっています。「新しい公共」は、誰がどのように「公共」を担うのか、今日の状況を踏まえて、再整理する動きともいえましょう。

## 3. 協働を担うNPOにとっての「自立」の意義

協働とは、それを担う自立した主体どうしの対等な関係と相互理解に基づき、共通する公益的課題の解決や社会的目的の実現に取り組むものです。

NPOは、それぞれミッションを掲げて設立されます。NPOのミッションは、公益的な目的の達成を志向するものであり、その活動を通じ、NPOは自ずと社会における協働の一員となり得ます。しかし、多くのNPOが、その活動を継続的に行うためのマネジメントを思うように実施できていません。毎年毎年、行政や民間助成団体の様々な助成を受けながら、綱渡り状態で活動を継続している団体もあります。また、NPO法人を設立したものの、実質的に活動を行っていない団体もあります。多くのNPOが、なかなか自立した主体になり得ていません。

あるべき協働を進めるためには、自立した主体としてのNPOが協働の場に参加することが必要です。

## 4. 「新しい公共支援・推進事業」の取り組み — NPOの寄附募集支援の仕組みづくり など様々な事業を集中的に実施 —

長野県の「新しい公共支援・推進事業」では、NPOに関する実態調査の結果も踏まえ、財務、人材の両面からNPOの基盤強化につながる事業を実施します。また、NPO活動に対する県民の理解を促進することによりNPOが活動しやすい環境をつくり、これらがあいまってNPOの自立を後押しする施策となっています。

具体的には、本年度、次のような取り組みを行います。

### ①財務面の強化につながる取り組み 【NPOの寄附募集を支援する仕組みづくり】

NPOの寄附募集を応援する仕組みとしてのファンドレイジングツールの開発と、それを民間主体で運営する新たなNPO法人の設立を支援します。

ファンドレイジングツールは、寄附によりNPOの活動を応援しようとする県民・企業等と寄附の受け手であるNPOをつなぐ仕組みで、平成25年4月の運用開始を予定しています。NPOの公益的な活動を分かりやすく発信できるツールにしてまいります。多くの方々から寄附をお寄せいただくためには、NPOの事業内容が人々の心をつかむものでなけれ

ばなりません。つまり、自らの事業内容の充実に向けた長野県内のNPOの皆様の主体的な取組みとあいまって実現するものです。また、その仕組みを運用するNPO法人もNPO関係者自らの参画により設立・運営していただくものです。

### 【融資利用円滑化のための支援】

金融機関等からの融資も活動資金調達的重要手段です。

融資を受けるために必要な資金計画書等の作成スキル向上につながる講座や個別相談などを実施します。

### ②人材面の強化につながる取り組み

#### 【NPO運営セミナー等の開催】

組織にとって最大の資源は人です。NPOの人づくりをお手伝いするセミナーを実施します。

NPO運営基礎セミナー：経理その他の事務処理能力、事業構築力、情報発信力などNPOの運営に関する基礎知識を習得する講座

NPO運営エキスパート講座：NPOのトップマネジメントを対象にした、運営実務を集中的に学びスキルアップするための専門講座

### 【NPO人材の育成と登録、中間支援組織の育成支援】

NPOの運営を支援してくれる中間支援組織を活用することも必要です。

中間支援組織において、それぞれの専門性を活かしてNPOの活動を支援する人材を昨年度から育成しています。育成された人材は、本年度、中間支援組織に登録し、NPOに対する支援を開始します。また、民間の中間支援組織の育成を行います。

### 【地域協働コーディネーターの養成】

NPOが地域における協働を進めるに当たり、コーディネート力が求められる場面も多くあります。本年度、県内の2か所で、協働のコーディネーターや地域づくり事業のプロデュースができる人材の養成講座を開催します。

### ③NPO活動への理解を促進する取り組み

多くの県民、企業、行政職員などのNPO活動に対する理解を促進するため、県民フォーラムの開催、協働推進ガイド、協働事例集の作成等を行います。

このように、本年度は、NPOの自立的活動を支援するための多面的な取り組みを集中的に実施してまいります。

講座やフォーラムの開催、寄附募集の仕組みへの登録などについては、随時ご案内します。積極的な参加、ご活用をお願いします。

## 新しい公共支援・推進事業

### 県民主権の協働・共創社会の実現をめざします

24年度予算額 **1億2,068万4千円**

#### I NPOの活動基盤強化

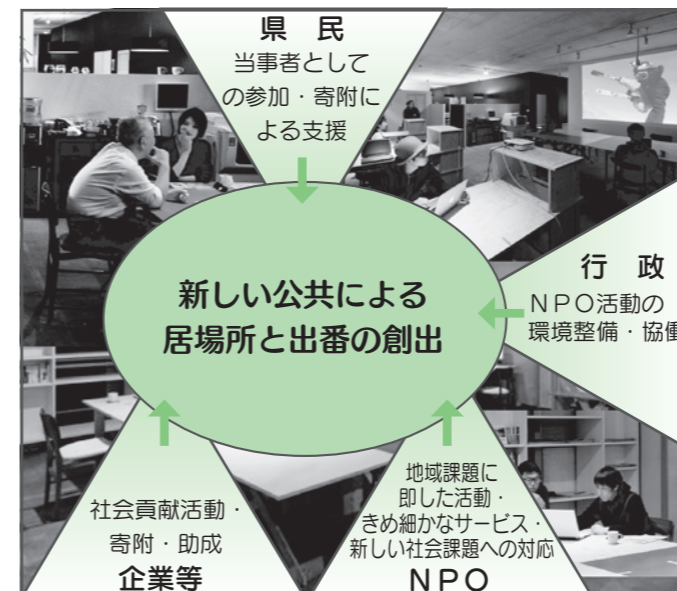
- ◎収入基盤の強化  
（ファンドレイジングツールの開発によるNPOへの寄附促進、融資利用の円滑化）
- ◎人材育成・人材活用  
（NPO人材育成専門講座・NPO運営セミナー・地域協働コーディネーター養成講座の開催、人材応援センター【タレントバンク】の設置運営）
- ◎中間支援組織の育成（組織立上げを支援）

#### II 行政・企業との協働推進

- ◎NPO講座の開催【行政向け】
- ◎協働ワークショップの開催
- ◎「協働を進めるためのかんたんガイド」の作成

#### III 県民の理解促進・地域の協働促進

- ◎共創・協働を進める県民フォーラムの開催
- ◎協働事例集の作成
- ◎理解促進用リーフレットの改訂・活用
- ◎NPO活動情報の発信
- ◎新しい公共の場づくりのためのモデル事業
- ◎社会イノベーション推進のためのモデル事業



# 法改正により行う必要がある手続きの中でも、特に重要な部分のお知らせです。

## 事業報告書等の提出をお忘れなく！

- 事業報告書等の提出  
NPO法人は、事業報告書等を毎事業年度始めの3ヵ月以内に作成し、社員その他の利害関係人に閲覧させなければなりません。  
また、**毎事業年度始めの3ヵ月以内に所轄庁（長野県）に提出しなければなりません。**  
(例えば、決算月が3月の法人の場合は、6月末が提出期限です。)
- 事業報告書等を提出する目的は、市民に活動を公開するためです。  
NPO法人が、自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられていくべきとの考えに基づき提出が義務づけられています。県が内容をチェックするためではありません。  
提出する書類は「何を目的に、どんな活動をしているのか」「活動の成果はどういうものだったのか」「どんな運営がされているのか」を知ってもらう大切な書類です。  
信頼を得て、支持者や参加者を増やすためにも、正確でわかりやすい書類づくりを心がけ、みなさんの活動が理解を得る格好のチャンスにしましょう。
- 事業報告書等を期限までに提出しない場合は罰則（過料や認証取消の処分）が適用されることがあります。  
また、認定（仮認定）NPO法人としての基準に適合しないことになります。ご注意ください。

## ○事業報告書等の提出書類の種類

提出書類は、下表のように開始した事業年度により変わります。

	H24.3.31 以前に開始した事業年度	H24.4.1 以降に開始した事業年度
提出書類	(1) 事業報告書等提出書（1部）	(1) 事業報告書等提出書（1部）
	(2) 事業報告書（2部）	(2) 事業報告書（2部）
	(3) 財産目録（2部）	(3) 財産目録（2部）
	(4) 貸借対照表（2部）	(4) 貸借対照表（2部）
	(5) 収支計算書（2部）	(5) 活動計算書（2部）
	(6) 前事業年度の役員名簿（2部）	当分の間は収支計算書でも可としますが、順次切り替えをお願いします。
	(7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿（2部）	(6) 前事業年度の年間役員名簿（2部）
	【報告する事業年度中に定款変更した場合は以下も提出】	(7) 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿（2部）
	(8) 記載事項に変更のあった定款（2部）	→ 定款変更認証申請書や定款変更届出書に添付して提出
	(9) 定款の変更に係る認証に関する書類（認証通知）の写し（2部）	→ 提出は不要
(10) 定款の変更に係る登記に関する書類（登記事項証明書）の写し（2部）	→ 定款の変更に係る登記をした都度、「定款変更に係る登記事項証明書提出書」に添付して提出	

## ○役員変更等届出書の提出

役員に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁（長野県）に届け出なければなりません。  
役員「辞任」や「新任」だけでなく、任期満了による「再任」の場合であっても届出が必要です。（定款に定める役員の任期（1年や2年）ごとに届出が必要です。）  
また、理事の変更については、法務局への登記も必要です。（登記しない場合は、過料になる恐れがあります。）

## ○役員変更等届出書の法改正による変更点

役員変更等届出書に添付する書類は、下表のとおりで、新たに「**変更後の役員名簿**」が追加されました。この役員名簿は、「**最新の役員名簿**」として、所轄庁（長野県）における閲覧書類となります。

届出書類	再任、任期満了、辞任、解任、死亡のとき	新たに就任したとき	改姓又は改名、住所の異動のとき
役員変更等届出書（1部）	○	○	○
<b>変更後の役員名簿（2部）</b>	○	○	○
当該役員の就任承諾及び誓約書の写し（1部）		○	
住民票の原本（1部）		○	

## 変更後の役員名簿（最新の役員名簿）の提出

4月1日以降、最初の事業報告書等提出時に「最新の役員名簿」を2部提出してください。

なお、4月1日以降で、事業報告書等を提出するまでの間に役員改選があり、役員変更等届出書に「変更後の役員名簿」を添付して提出していただいている場合は不要です。

## 法改正により、各NPO法人で対応が必要です！（期限は、平成24年9月末です）

平成24年4月1日に改正NPO法が施行されたことに伴い、各NPO法人は登記変更や定款変更を行う必要があります。

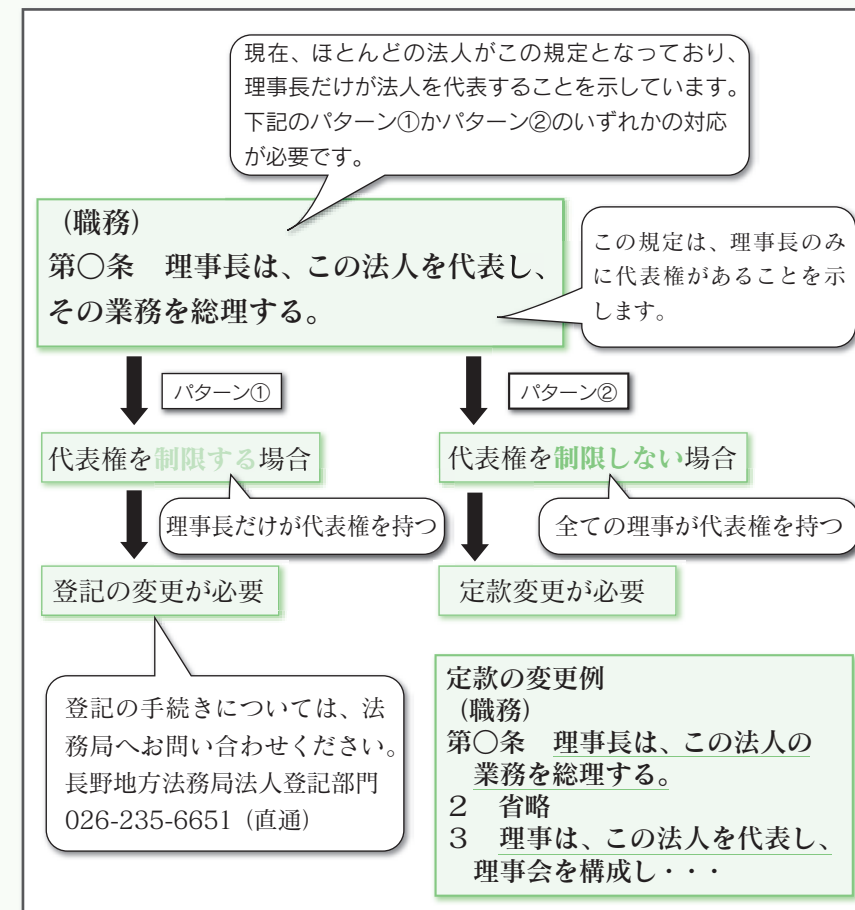
### 理事の代表権の制限

これまで、NPO法人の理事は、定款に代表権を制限する定めがあっても善意の第三者に対抗することができないとされていたため、理事全員を「代表権を有する者」として登記しなければならなかったとされてきました。

しかし、今回の法改正により、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」が登記事項となるので、定款に代表権を制限する旨の規定をしている法人は、平成24年9月末までに他の理事の代表権の喪失に係る変更登記をする必要があります。

この変更の登記を怠ると登記令違反となり、過料の対象となる場合がありますのでご注意ください。

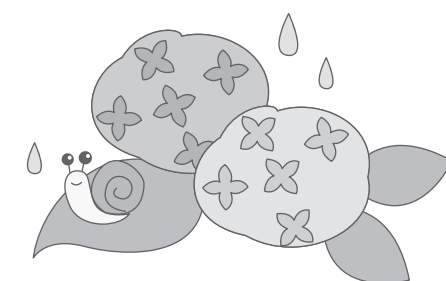
一方、理事の代表権を制限せず、すべての理事が代表権を持つこととしたい場合は、定款にその旨を定める定款変更の認証申請が必要となります。



## ○定款変更の認証又は届出が必要な事項

定款に記載する事項	□は認証申請によるもの、◆は、届出によるもの	
	H24.3.31以前	H24.4.1以降
目的	□	□
名称	□	□
特定非営利活動の種類及び事業の種類	□	□
事務所の所在地	◆	◆
〃（所轄庁変更を伴うもの）	□	□
社員の資格の得喪に関する事項	□	□
役員の変更に関する事項	□	□
〃（役員の数）	□	◆
会議に関する事項	□	□
その他の事業に関する事項	□	□
資産に関する事項	◆	◆
会計に関する事項	□	◆
事業年度	□	◆
解散に関する事項	□	◆
〃（残余財産の帰属）	□	□
定款の変更に関する事項	□	□
公告の方法	◆	◆

認証が必要であった事項の一部が、届出事項に変更されました。



NPO法改正重要ポイント！

## シリーズ -最終回-

# 『NPOに関する実態調査結果がまとまりました』

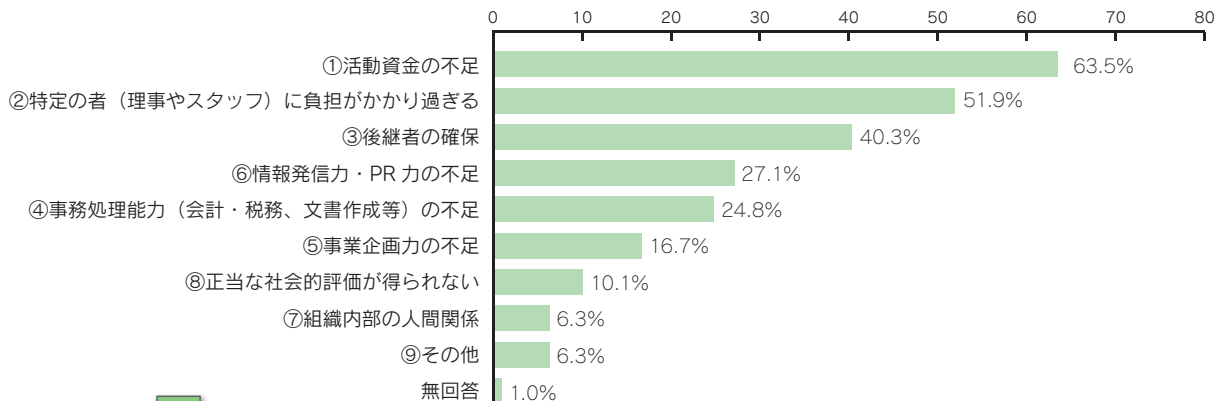
長野県が実施した「NPOに関する実態調査」の結果についてお知らせする第3回は、県認証の全NPO法人及びボランティア団体から無作為抽出した合計892団体を対象とした『NPO調査』の結果です。

### 1 『NPO調査』結果の概要

NPO活動をする中での課題や企業・行政との協働の状況などについて調査し回答をいただきました。

【回答数395 回収率44.3%】（複数回答の場合は合計が100%になりません）

◆活動の課題として「活動資金の不足」が約6割。次に、「特定の者(理事やスタッフ)に負担がかかり過ぎる」、「後継者の確保」といった人材についての課題も上位。（複数回答）

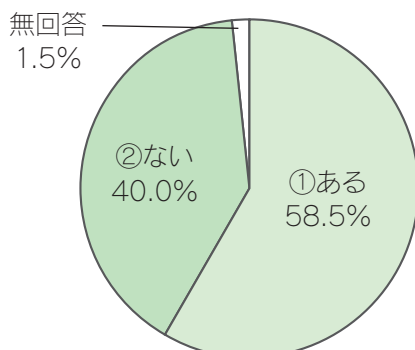


◆資金調達の問題点としては「会員減による会費の減少」、「事業収入がほとんどない」といった回答が多く、寄附については、9割近くが「個人」頼みとなっている。

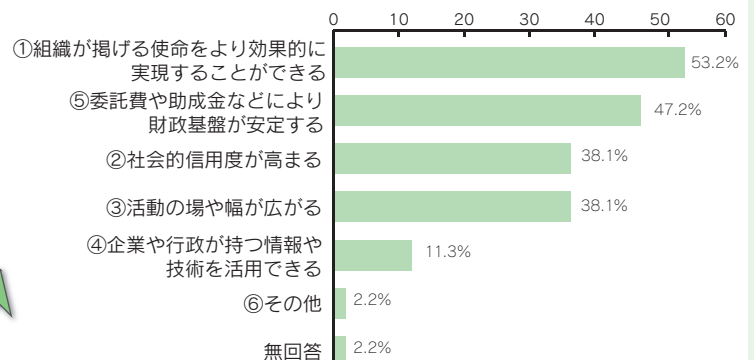
◆資金面以外での環境整備として望むこととしては、周囲の理解や人的支援・人材育成に関する回答が多い。

◆企業、行政との協働の経験は、約6割が「ある」。協働の相手先は「市町村」が最も多い。

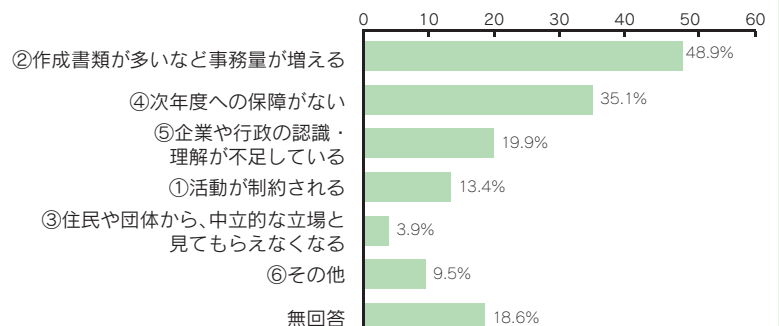
〈企業、行政との協働の経験〉



◆協働したメリットは「組織が掲げる使命をより効果的に実現することができる」、「委託費や助成金などにより財政基盤が安定する」が多い。（複数回答）

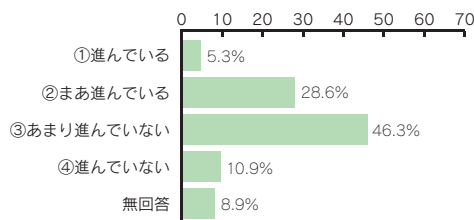


◆協働のデメリットは「作成書類が多いなど事務量が増える」が最も多い。（複数回答）

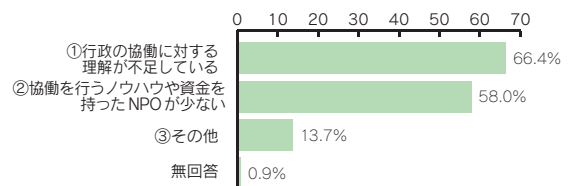


◆県内における行政とNPOの協働についての進捗具合は「進んでいない」、「あまり進んでいない」が「進んでいる」、「まあ進んでいる」を上回る。進んでいない理由としては「行政の協働に対する理解が不足している」、「協働を行うノウハウや資金を持ったNPOが少ない」が多く、協働する双方に課題が示されている。

〈協働の進捗具合〉



〈協働が進んでいない理由（複数回答）〉



## 2 調査結果の詳細は、下記ホームページでご覧になれます。

長野県公式ホームページ「NPO・ボランティア情報コーナー」

※この結果は、「県民協働を進める信州円卓会議」において、長野県における県民協働の推進や新しい公共のあり方を検討するための資料となるものです。

# 新NPO法人紹介

新たに設立の届出があった11法人を紹介します。

NPO 法人名・目的(定款のとおり)・主たる事務所

### ジェーフォレスト

この法人は、自然豊かな当該非営利活動法人の住所を拠点に、スポーツ振興、地域振興、国際交流の促進、及びかかる活動に必要な人材の育成を図ることを目的とする。

(南佐久郡川上村大字樋澤1417番地)

### まいペース

この法人は、障がい者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障がい者の自立生活に向けた福祉的就労支援を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

(上高井郡高山村大字高井2845番地の10)

### ハンディーサポートきらら

この法人は、主として諏訪地域の障害者に対して、生活支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

(諏訪市大字中洲1559番地6)

### 川路グリーンカルチャー

この法人は、長野県飯田市川路地域を中心に、住民、企業あるいは各種団体に対して、環境保全に関する事業を行い、人の営みと自然環境が調和した美しい地域づくりに寄与することを目的とする。

(飯田市川路2873番地25)

### 信州地域社会フォーラム

この法人は、信州大学大学院経済・社会政策科学研究科地域社会イニシアティブコース（以下、地域社会イニシアティブ・コース）の修了生・在籍者を中心に、広く一般から賛同者を募り、地域社会の様々な課題の研究に取組む場として、さらに地域社会を対象とする研究と実践的な活動に携わっている諸団体との交流と相互協力をする場として、さらに、これらの多彩な人材ネットワークを築くことにより、豊かな地域社会の実現に貢献することを目的とする。

(松本市白坂1丁目1番2号)

### あゆみ

この法人は、地域に暮らす障がい者、高齢者ならびにその関係者に対して、自立に必要な生活介護、就労、地域活動への参加に関する支援事業を行い、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(東筑摩郡山形村7047番地)

### ちやお

この法人は、障害をもつものに対して、野菜・果樹等の生産販売などの活動を通して社会参加や自立的な生活力を養う事業を行い、障害者の生きがいと働く場を提供すると共に、共生する豊かな地域づくりの促進と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(諏訪市大字上諏訪6372-1)

### どんつく

この法人は、高齢者に対して、介護福祉に関する事業を行うご家族の方々や、ご本人の意思を尊重し、ニーズに応えられるサービスをする。

地域に密着した施設での事業のため、利用者様、ご家族様に安心・安全な生活を提供ができる事により、社会に寄与する事を目的とする。

(飯田市上郷黒田5329番地)

### Mt.on trail club

この法人は、スポーツを愛する方に対して、トレイルランニングやランニングを主とするスポーツに関する事業を行い、トレイルランニング・ストローラー・トレイルライダーの普及、地域振興、健康促進に寄与し、スポーツで人生を楽しくすることを目的とする。

(北安曇郡白馬村大字北城831番地1)

### えべさ やまのうち どっとコム

この法人は、山ノ内町在住・出身者・観光者に対して、福祉・産業・環境に関する事業を行い、地域社会がより便利でより豊かで快適な生活環境の創造に寄与することを目的とする。

(下高井郡山ノ内町大字平穏3982番地)

### 信州生活応援隊

この法人は、高齢者の方や親子を対象に料理教室を開くことにより、高齢者の方には栄養改善や健康維持、介護予防を強化することを、親子の方には家族の絆を深め、子供達の健やかな育成を図ること、さらにもう一つの活動としては、高齢者及び日常生活を営むうえでさまざまな悩みをかかえている人に対し、日常生活作業応援に関する事業を行い、現代社会における自立や生活改善への支援をすることで広く公益に寄与することを目的とする。

(塩尻市大字広丘野村字高田235番地)

# 『ボランティア交流センターながの』施設案内

## ◆利用時間◆

火・木 8時30分から20時45分  
 月・水・金・土 8時30分から17時  
 (日・祝日・年末年始はお休みです。)

## ○会議室

定員は20名です。無料で利用できます。  
 事前に電話でお申し込みください。  
 3ヶ月前から予約できます。

## ○印刷機

製版は40円です。印刷料金は印刷枚数によって異なります。  
 用紙は持参してください。

## ○コピー機

利用料金は1枚当たり10円です。

## ○紙折機

利用料は無料です。

## ○情報掲示板

イベント案内やボランティア募集などの情報発信に活用ください。

## ○インターネットコーナー

情報の検索に無料で利用できます。

## ○図書コーナー

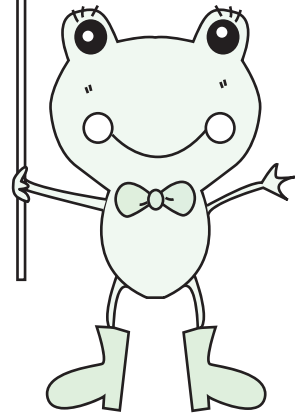
NPOやボランティアに関する書籍などを貸し出しています。

## ○NPO法人公開文書の閲覧

NPO法人から提出された事業報告書等の公開文書を  
 閲覧できます。

『ボランティア交流センターながの』は、打ち合わせのできるフリースペース、会議室、印刷機などを備えた、市民活動のための交流施設です。皆さんの活動拠点として気軽にご利用ください。

NPO・ボランティアなどのイベント・募集情報は、「ボランティア交流センターながのブログ」を検索ください。



〒380-8570 長野市南長野幅下692-2 県庁東庁舎1F  
 電話 026-232-2221 FAX 026-235-7258  
 Eメール pref-npo@helen.ocn.ne.jp  
 長野県公式ホームページ「NPO・ボランティア情報コーナー」

## NPO法人設立講座・個別相談開催中！

- ◆対象者 NPO法人を立ち上げて社会貢献活動をしたい方
- ◆日程 午後1:30~2:20 設立講座
  - ・市民による社会貢献活動
  - ・NPO法の趣旨
  - ・NPO法人設立、運営上の留意事項等
 午後2:20~3:00 個別相談 (希望される方のみ)

## ◆開催日・場所

(平成24年度)

会場	開催日	開催場所	申込締切日
中野	7月6日(金)	長野県北信合同庁舎 4階 403会議室 中野市大字壁田955 TEL 0269-22-3111	7月4日(水)
伊那	7月13日(金)	長野県伊那合同庁舎 3階 301号会議室 伊那市荒井3497 TEL 0265-78-2111	7月11日(水)
諏訪	7月17日(火)	長野県諏訪合同庁舎 5階 502号会議室 諏訪市上川1-1644-10 TEL 0266-53-6000	7月13日(金)
大町	7月23日(月)	長野県大町合同庁舎 3階 301・302号会議室 大町市大町1058-2 TEL 0261-22-5111	7月19日(木)
佐久	8月7日(火)	長野県佐久合同庁舎 5階 501号会議室 佐久市跡部65-1 TEL 0267-63-3111	8月3日(金)
木曾	8月27日(月)	長野県木曾合同庁舎 3階 301会議室 木曾郡木曾町福島2757-1 TEL 0264-24-2211	8月23日(木)
県庁	毎週水曜日	ボランティア交流センターながの 会議室 長野市南長野幅下692-2 県庁東庁舎1階 TEL 026-235-7190	参加希望日の前日まで

※県庁会場については、8月以降も毎週水曜日に開催しています。事前にお問い合わせください。  
 また、9月以降も合同庁舎において同講座の開催を予定しております。

## ◆申込方法

各会場の申込締切日までに下記申込み先へ電話またはFAX、メールでお申し込みください。  
 また、個別相談を希望される方は、相談内容をご記入の上、お申し込みください。

### 【申込み・問合せ先】

長野県企画部県民協働・NPO課 TEL 026-235-7190 FAX 026-235-7258  
 Eメール kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp